

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (十)

[NPO かながわ総研「研究と資料」No.179、19頁、2013年8月1日刊一原稿]

下山房雄（かながわ総研元理事長）

2013年6月26日（水曜）10:00～10:20に第十回裁判があった。それ以降、この裁判闘争に関係深い事象として、7月2日—今年度最賃金額改訂のための中央最賃審議会初会合、21日参院選での自民圧勝—自公参院絶対多数獲得、22日中賃目安に関する小委員会第2回会合—生活保護（本裁判でわれわれがインチキと指摘する手法に基づく数値）と最低賃金比較資料配布—「赤旗」を含め各紙「当局発表」報道、これらがあった。

衆参両院での与党絶対多数確保によって、これから3年はアベノミックスの第三の矢＝成長戦略の柱の一つである労働規制緩和諸策が次々と放たれる装置ができてしまった。6月14日に閣議決定をした文書「日本再興戦略」は、「20年以上続いた経済の低迷は」と、小泉竹中時代の経済政策失敗の事実から叙述を始めながら、2008年秋「リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を…労働移動支援型の政策に大胆に改める」と述べ、雇用政策については何と小泉竹中時代の新自由主義路線に戻ることを宣言したのである。

新自由主義学説で労働市場規制だとして目の敵にされる最賃制については、やや別の流れになっている。日本維新の会が、昨年末の衆院選公約に一旦掲げた「最賃制廃止」を引っ込めざるを得なかった状況をわれわれは作っているわけだが、その状況に規定されて「日本再興戦略」では「今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める」と書かれているのである。2日の中賃における厚労省大臣冒頭挨拶でも大幅引き上げを要請すると述べる異例の風景があった。その大臣の諮問言辞通りに大幅引き上げがなされ、神奈川最賃1000円が実現するなら結構至極だが、そう事が運ぶためには、われわれの裁判闘争を含む最賃闘争が一層広がり高まる必要がある。

さて、第十回裁判報告である。裁判は、追加提訴の原告21名が加わった123名の原告団という新陣容で行われた。傍聴希望は約百名、私は抽選アタリの84名に入って傍聴した。

恒例の原告陳述は、49歳の女性。8年前に離婚、子供二人を育てるために、最初はスナックやパブのホステスの肉体的にも精神的にも負担の重い労働に従事—時給1600から2000円で月収18～20万円。てんかんの持病に、水商売の飲酒による肝臓悪化で、弁当屋に転職する。時給が当初850円、4年半で漸く950円、月収14～16万円。だが突然の雇い止めで、時給850円の現職＝近所のコンビニに転職。健康不調で週3～4日、一日4～5時間しか就労できず、月収7～8万円。「長く働けばそれだけ作業スピードや能率が上がっていきます。それにつれて新しい業務を命じられますが、結局実質的な賃金は下げられていきます」と懸命に働いても

報われない非正規労働者の生活実態、今回もその一典型が述べられた。

裁判のもう一つの柱は、6月26日付け被告準備書面(6)提出の確認と、それへの原告反論骨子の田淵弁護士による陳述であった。被告準備書面(6)は、原告側が最高裁伊方原発訴訟判決で原子力発電所安全基準の判断が司法審査の対象になったことに依拠せよと主張したのに対して、最賃と生活保護基準の比較計算方法は行政の高度の裁量に委ねられているもので、司法審査の対象にならない、つまり違法かどうかの問題は生じないと反論しているものだ。「当・不当の問題を生じることはあっても、違法の問題は生じない」との被告の言い分は、行政がどんなに不当な行為を行っても、司法はそれを是正できないとの行政優位司法劣位の法学説としか私には思えない。次回、11回裁判までに提出される原告準備書面(8)での詳細的確な反論に期待したい。(2013年8月1日)